

平成28年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成28年6月8日

午前9時 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

## 1, 議事日程

### 日 程 1. 一般質問

#### 〔1〕 8番 井上議員

##### 1. 観光会館について

(1) 観光会館について問う。

#### 〔2〕 11番 濱議員

##### 1. 選挙の投票率向上の取り組みについて

(1) 投票日・地域指定された投票所以外での投票について。

(2) 投票場所までの移動の支援について。

##### 2. いかるがを心のふるさとに

(1) 子供たちが、ふるさと（斑鳩町）を知り、愛着を持てるための取り組みについて。

(2) 斑鳩町内の学校等の卒業生がつどう「同窓会」を活発にするための取り組みについて。

(3) ふるさと納税の「お礼」について。

##### 3. 斑鳩町を訪れる外国人や障害等のある方への支援について

(1) 法隆寺をはじめとする社寺・遺跡等への道路案内板や観光案内ガイドボランティアの育成について。

(2) 藤ノ木古墳・文化財センターの充実について。

#### 〔3〕 4番 小村議員

##### 1. ふるさと納税について

(1) 斑鳩町のふるさと納税に対する姿勢を問う。

(2) 斑鳩町においてふるさと納税での収入、住民税が控除されることによる減収を問う。

(3) ふるさと納税に対する今後の対応。

##### 2. 広報について

(1) 広報誌に対する工夫を問う。

#### 〔4〕 6番 平川議員

##### 1. 地域防災計画について

(1) これまでの経緯。

(2) 見直しについて。

- (3) 策定委員の選任について。
- (4) 障害のある人や女性等の意見反映について。
- 2. 学校での防災対策について
  - (1) 学校防災マニュアルの策定について。
  - (2) マニュアルにもとづく取組について。
  - (3) 防災用品（防災ずきん等）の配備について。
- 3. スクールカウンセラーの利用状況について
  - (1) スクールカウンセラーの利用状況について。
  - (2) 予約の状況について。
  - (3) スクールカウンセラーを増やすことはできないか。
- 4. 成年後見制度について
  - (1) 成年後見制度のあらたな仕組みについて。

〔5〕 2番 小林議員

- 1. 持続可能な財政基盤の確立について
  - (1) 財政健全化の目安・数値目標の必要性について。
  - (2) 財政健全化住民検討会議の再設置について。
- 2. 教員が子供と向き合う時間の確保等について
  - (1) 学校のマネジメント機能の強化について。
  - (2) 地域との連携・協働の取組について。
  - (3) 教員以外の専門スタッフの参画について。
  - (4) アクティブ・ラーニングについて。

〔6〕 12番 木澤議員

- 1. 「子育て応援宣言」について
  - (1) 住民のみなさんとより一体的に子育て応援のまちづくりをすすめるため、「子育て応援宣言」をしてはいかがか。
- 2. 高齢化にともなう地域環境・景観の維持について
  - (1) 高齢化にともない地域の溝掃除、草刈りなどができなくなってきていると感じるが、町はどのように認識されているか。
  - (2) 今後の地域環境・景観の維持について対策が必要だと考えるが、町の見解は。
- 3. 保育園の状況と保育士の配置について

- (1) 今年度の申し込み状況や各園のクラス編成と保育士の配置状況等について。
- (2) 役場庁舎内に保育士が配置されているが、それにたいする町の考え方について。

#### 4. 学童保育について

- (1) 今年度の申し込み状況や各学童の定員との関係について。
- (2) 今後の対応について。

### 〔7〕 13番 奥村議員

#### 1. 熊本地震の教訓をわが町として、いかに学び、対応していくかについて

- (1) 町の中にある、活断層の位置を把握し対策に生かすべきと考えるが認識と対応について伺う。
- (2) 車中泊による関連死防止に向けた取り組み、高齢者や障がい者など要支援者の把握、受け入れについての取り組みについて伺う。
- (3) 大地震の現場では、トイレの整備の重要性が指摘されています。その認識と対応について伺う。
- (4) 自治体間での相互応援協定や、地域外での仕分けや、民間の配送力についても大いに利用すべしとされています。これら救援体制のわが町の取り組みについて伺う。
- (5) 防災機能を発揮すべき町庁舎や、避難所となる公民館などの耐震対策について伺う。
- (6) 地域ぐるみで事前の備えを考えて訓練することや避難所の運営の仕方など普段から地域ぐるみで取り組んでおくことが大事だと思いますが、これらへの取り組みを伺う。
- (7) 食料備蓄の期限切れ前の対応について伺う。
- (8) 大規模災害を想定した「地域防災計画」策定についての認識と対応について伺う。

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、8番、井上議員の一般質問をお受けいたします。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） それでは、議長のお許しを得て一般質問をさせていただきます。

観光会館の管理について、お尋ねしたいと思います。同僚議員からも、決算審査特別委員会でも同様の質問をされていることではございますが、観光会館の管理について、町の方針をお尋ねしたいと思います。

昭和38年に建築され、増改築を重ねられ、きょうまで至っている施設ではありますが、平成25年度に実施された観光会館の耐震診断結果によると、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があると耐震診断の結果が出ている中で、今後、町は観光会館の使用についてどのように考えられているかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ご質問の観光会館につきましては、質問者のおっしゃっているとおり、昭和38年に建築された建築物でありまして、ご指摘のとおり、平成25年度に耐震診断の判定を依頼いたしましたところ、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があるとの判定結果が出ております。ただし、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高いという緊急性の高いとの結果ではございませんでした。

質問者もご承知いただいていることとは思いますが、現状の利用状況を申しあげますと、周辺自治会、子ども会や秋祭りなどの地域祭事など、地域コミュニティ施設といたしまして需要が非常に高い施設でありますことから、耐震診断の判定結果はありますものの、使用申込時に耐震結果につきまして利用者にご説明を申しあげた上で、現在も利用をいただいている現状でございます。

質問者には、非常に身近で利用ニーズが高い施設であるという現状をご理解をいただきまして、今後も耐震診断の判定結果について丁寧なご説明を申しあげながら利用をいただきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し

あげます。

○議長（中西和夫君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 利用者の皆様方が耐震結果について説明を受けた上で利用される現状は理解いたしました。

また、本町の財政状況や立地条件を考えますと、耐震補強工事を行ったり、再構築をしたりすることは現状において難しいとも認識しております。しかしながら、奈良県においてもいつ大地震が発生するかもしれませんので、ほかの公共施設の利用促進を図ったり、地域交流の整備計画を促進していくなど対策を進めていただきたいと思います。

安全で安心できる地域コミュニティ施設の充実を図る必要があると考えておりますので、地域の皆様方が安全で安心して利用できる施設の確保を努めていただきますようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、井上議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） すみません、議長、申しわけないですが、ファックスが届いていますので、ちょっと受け取りたいので、お願いいたします。

○議長（中西和夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時04分 休憩）

（午前 9時06分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開します。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、質問をさせていただきます。

通告順に従いまして、1番、選挙の投票率向上の取り組みについてから質問させていただきます。

選挙での投票率の向上は、議会、行政のみならず住民の多くが望んでおります。選挙は、主権者である一人ひとりが直接意思表示を行う、まさに民主主義の基本でございます。選挙管理委員会はもとより町職員の皆様のご苦勞は並大抵ではないこととお察しいたします。膨大な業務量を短期間にこなさなくてはならず、間違いがあつてはならないことは他の業務同様でございますが、精神的な負担は幾倍にも及ぶものと思われま

職員総がかりでのお仕事の姿に一有権者として敬意を表し、感謝いたしますことをまず初めに申しあげます。

さて、選挙権が18歳に引き下げられ、有権者の人数が増加いたしました。現在の有権者の人数は何人でしょうか。そのうち18歳、19歳の人は何人でしょうか。まず、お願いいたします。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） まず、有権者数でございますが、昨日の6月2日に定時登録がございました。その時点で、ちょっと一番細かい数字まではちょっと今、記憶にございませんけれども、約2万4,000人となっております。

それとあと、今回、18歳に年齢引き下げになりました関係で、新たに今回、新有権者となられる方については、あくまでも今現状は生年月日上ということになりますけれども、約550の方が今回の参議院議員の選挙で新たに有権者になられるという状況となっております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 投票所は何か所ございますでしょうか。

その今度の投票所になるところのどれもが住民の方が自宅前から、例えば車椅子で移動ができて投票が可能であるかどうか、難しいところがあるかどうかお尋ねしたいです。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） まず、投票所の数でございますけれども、現在は13か所となっております。

それと、あとご質問いただいております投票所におけます、例えば車椅子等での投票に関しましては、段差のある投票所につきましては、そうした段差を解消するためのスロープ等を設置させていただいて対応をさせていただいているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 投票に行かれる方が障害のある方、この方への投票の支援についてはどのように対応されますか。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 一般、何らかの介添えがある方については、そういったご近所の方ですとか、そういった方のご協力を得て投票等をしていただいているところでございます。

また、一定の条件はございますけれども、郵便による投票というのもございますので、そちらのほうでの投票を行っていただいているというところがございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） これまでに投票率ってというのは、選挙ごとにきちんと算定というか、計算をされていることと思いますけれども、例えば、年齢別であったり、男女別であったりとかということは、今までにもデータがあるかもしれませんが、投票された方の、例えば障害の種類であったりとか、等級別、または介護認定の介護度別の投票率ってというのは今までに算定されたことがありますか、データをお持ちでしょうか。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） それぞれ、今、申しあげられておりますそれぞれ等級等ごとの投票率につきましては、一般の投票所に行ってくださいと、個々の等級等の把握ってというのは聞き取り等も行っておりませんし、投票していただいた後についても、そういった個々の分析等については行っておりません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 今のお答えからすると、なかなか投票に行きにくい方とか、行かない方ってというのが、理由として、行きにくいとかいうようなことでね、何かが投票に行くのをためらわせるということが少し見えてくるかなと思ったんですけれども、それを調査されていないということでしたら、それは仕方ないことだと思いますが。

先に進みます。期日前のね、投票は、従来どおり役場1か所で行われますね。それで、投票日に設けることのできるようになりました共通投票所について、お尋ねをしたいと思います。国の示したこの制度について、町としてはどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいのと、今後どういうふうに取り組んでいかれるのかをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 共通投票所の関係でございますけれども、先般の公職選挙法の一部改正がございまして、この夏の参議院議員選挙から設置できるということになっております。

この共通投票所の設置に当たりましては、二重投票防止のための投票管理システムの導入、それと、全投票所をオンラインで結ぶためのネットワーク化が、そういったインフラ面の整備が必要となってきます。また、それに伴いますセキュリティ対策といったものも必要になってきます。

このことから、斑鳩町におきましては、この共通投票所の設置に当たりましては、そういったインフラ関係に起因します停電などによるシステムダウンやネットワーク障害、そういった場合の、発生した場合の対応、また、導入コストやランニングコストの費用面など、なお検討すべき課題があるというふうに認識しておりますので、そういったところにつきまして慎重に検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 慎重に検討ということですが、この共通投票所を設けるということについては、今、述べられたことがクリアできたら設置をしたいというふうにお考えということですか。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） はい、ただいま申しあげましたとおり、システム的なそういった障害の関係のクリアした上で、なおかつそういった町単独で等、行く場合ですと、必ず費用負担の関係が出てきますので、そういったところも含めて慎重に検討したいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 投票に行かない方、それから行けない方について申しあげます。

行かない方がその理由として挙げられるのに、政治に関心がないとよく言われます。その背景には、投票しても世の中は変わらないし、よくなる、この声が多く聞かれます。増税や医療、介護、教育、公共料金などの負担がふえ、気がつけば仕事や収入が後退をし、先々の不安がどんどん大きくなり、将来に希望が持てない。しかし、政治は自分とはかけ離れたところで動いていると感じておられる様子がかがえました。

主権者は、国民、住民の一人ひとりであります。主権者である国民がないがしろにされることのないよう、また、前述のような方がいないようにすることは、我々議員の責務であると思います。

さて、投票に行かない理由に行けない理由が複合して、投票所までの道のりが遠い、しんどい、1人では不安だとの声が聞かれます。役場へ期日前投票に行く場合のコミュニティバス、また、生き生き号の利便性はいかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） コミュニティバスによる投票の支援というような内容であったと思います。

現行のコミュニティバスにつきましては、ご承知いただいていると思いますけれども、

斑鳩町内の公共施設を中心に町内を巡回するコースを、年末年始を除きまして、土曜、日曜日を含めまして毎日4便を運行しているところでございます。このコミュニティバスを、お住まいの場所から期日前投票を行っております役場へ行くための移動手段としてご活用していただくことは、当然、可能でございます。

コミュニティバスを利用して期日前投票に行っていただく際の一例を申し上げますと、町の西側にお住まいの方が9時ごろのバスに乗っていただいた際は、9時35分に役場へ到着をいたします。投票をお済ませをいただいた後、約1時間後ですけれども、10時40分のバスに乗っていただきますと、11時前後に乗車されたバス停に戻るということができるといことになります。

また、町の東側にお住まいの方の場合でありますと、10時前後のバスに乗っていただきますと、10時40分に役場へ到着をいたします。お帰りの場合は11時19分のバスに乗っていただきますと、12時前後には乗車されたバス停に戻るということが可能でございます。

また、このことしの10月には、バスの運行台数を2台にふやして運行するコミュニティバスの実証運行を開始することといたしておりますので、今後はさらにその利便性の向上につながるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。少し待ち時間があるようですけれども、利用はしてもそう1日ばかりにはならず使えるということで、ぜひとも、先ほど申しあげましたように、自分で行きにくいという方については、この期日前の投票についてのお勧めしていただきたいと思います。

また、大変な方の例を挙げて申し上げますと、投票のために介護保険のサービスが利用できますが、多くの方がご存じではありません。介護タクシーであるとか、また、ヘルパーさんをお願いをすることが可能なんですけれども、選挙がしょっちゅうあるわけではないのでご存じないんだと思いますけれども、多くの方がこのサービスが利用できるってことをご存じないので、この7月の選挙に向けてですけれども、7月の介護計画を作成するのが月末でございますので、その利用者にお知らせするという取り組み、これが必要だと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） ただいまの介護サービスにつきましてのご質問でございますが、介護支援専門員も制度内容につきましては熟知しておりますので、また、窓口な

どで介護タクシーを利用したいというご相談があれば、利用者の方にその手続きについてお伝えさせていただいているところがございます。

また、このサービスの利用につきまして、平成28年6月16日に開催いたします介護専門員連絡会の機会を通しまして、再度、介護支援専門員に確認し、その周知を図ってまいります。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。6月の16日に連絡会でということで、ちょうどタイムリーでいいと思いますが、くれぐれもしっかりとどの利用者さんにも伝わるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に移ります。住民票は町にありましても、長期の出張や入院、遠隔地の大学生の場合など、一定の手続きにて投票が可能ですが、煩雑で日数がかかります。また、選挙のお知らせの文面は項目が多く、見逃されてしまう心配もがございます。手続きは簡素化できなくてもお知らせをわかりやすくするなどの工夫を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 期日前投票を含めまして、そういった不在者投票の関係のご質問でございます。こういった投票の関係の制度につきましては、各選挙の執行におきまして選挙に係る啓発チラシを各戸配布をし、期日前投票ですと、そういった期日前投票の場所ですとか、期間ですとか、投票時間といったものを記載したものを配布をさせていただいております。また、不在者投票や郵便投票につきましては、その要件ですとか、投票の手続き等について、そういった各戸配布をさせていただいている啓発チラシで周知をさせていただいているところがございます。

また、各選挙の執行前でございますけれども、同様の内容につきまして町のホームページにも掲載をさせていただいているところがございます。

今後におきましては、こういった期日前投票、不在者投票等の投票制度につきまして、常時町のホームページに掲載するなど、その周知の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ホームページに記載をしてくださるということで、それはそれでよいことだと思いますけれども、ホームページをいつも活用されている方ばかりとは限りませんので、折に触れてこういったことについてもわかりやすく知らせる努力をし

ていただきたいと思います。この質問については、要望して終わりたいと思います。

次の質問に移ります。2つ目の質問でございます。表題としましては、いかるがを心のふるさとにということを書かせていただいております。それぞれ次の3つについては関連がございます。

斑鳩町は、人口の増加を目指して住民の生活全般にわたり各種の政策に力を注ぎ、増減はあるものの県下ではその効果が見られる自治体であります。代々にわたり斑鳩町に居を構え、跡継ぎとしてお住まいの方もおられます。しかし、社会の変化、多様性、地域性などにより移住、転入された方々が大勢おられます。出生地や本籍が他の市町村であっても、この斑鳩町を気に入ってくださり、心のふるさとと感じていただけることは、行政・議会に携わる私たちにとって光栄と存じあげ、うれしい限りでございます。

子どもたちは、親御さんの都合で保育園や幼稚園、小・中学校に転入されましたが、どの子もいかるがっ子として健やかに成長してほしいと望んでおります。子どもたちが斑鳩町を知り、愛着を持てるための取り組みについては、どのようにされていますか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校教育のほうで説明をさせていただきます。斑鳩町では、ご存じのように、「育てよう輪の心」を教育スローガンといたしまして、ふるさと斑鳩を愛する心を育成するさまざまな教育に取り組んでいるところでございます。これから、その幾つかの例を申しあげますが、まず、小学校3年生、4年生を対象に社会科の副読本、これは「わたしたちの町斑鳩」という題でございますけども、これを配布しております。これを社会科の授業で斑鳩町の人々の暮らしや様子の移り変わり、法隆寺などの世界遺産や貴重な文化財の学習等に活用しております。その副読本は3年に一度改訂をしております、その編集には学校の教員が携わるということで、指導する教員みずからが斑鳩町をより深く学び知る機会ともなっております。

また、小学校3年生では、その副読本を活用した町内探検を行いまして、町内の貴重な歴史的・文化的な遺産や伝統文化あるいは農産物や商工業等を生きた教材として活用するとともに、その際、地域の皆様と会話することで斑鳩町の成り立ちを肌で感じる事ができる学習の機会となっております。この町内探検は、町内を歩いてめぐることから、ふだんは通らない道でありますとか、目にしない町並みなどを見ることで、自分たちが住む斑鳩町の新しい一面を知ることができるということでございます。

また、小学校6年生になりますと、全校の6年生が法隆寺見学を行っております、法隆寺の執事長の講和を聞くとともに、地域ボランティアの皆様の協力のもと、法隆寺

や中宮寺等の現地学習を行っております。

次に、伝統芸能に親しみ、郷土を愛する心の育成を図るため、斑鳩小学校におきましては金剛流の能を3年生の体験学習やその後のクラブ活動に取り入れております。斑鳩西小学校では、茶道サークル和慶会の皆様のご指導によりまして、茶道を4年生の体験学習に、また、斑鳩東小学校では和太鼓をクラブ活動に取り入れております。

次に、小中連携教育の推進におきましては、斑鳩部で小学校と中学生が一緒に斑鳩ふるさとかるたをつくっております。また、英会話部では、小学生、中学生のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、中学生が外国人の方々に法隆寺を英語で案内する法隆寺英語案内学習を行っております。

また、斑鳩町教育委員会は、世界遺産学習連絡協議会に参画をいたしてございまして、この世界遺産を題材といたしました学習を行うとともに、主に世界遺産を有する市町村の小学生・中学生・高校生が一堂に会する世界遺産学習全国サミットに参加し、それらを後世に引き継いでいく取り組みでございます持続可能な開発のための教育、いわゆるESDを推進しております。全国サミットでは、過去に斑鳩小学校の能クラブが能の仕舞を演じてございまして、また、この本年の11月には、岩手県の平泉町からの要請によりまして斑鳩小学校の能クラブが能の仕舞を演じる予定となっております。

さらに、聖徳太子ゆかりの地でございます兵庫県太子町、大阪府太子町、そして斑鳩町の中学生が交流を行う太子サミットでは、聖徳太子をテーマにした文化交流等を行っております。

このように、以上述べましたように、本町の学校教育におきましては、貴重な歴史や伝統文化を継承していくとともに、ふるさと斑鳩を愛する心を育成し、みずからが主体的・積極的に全国あるいは、後々、世界にふるさと斑鳩を発信していく力を身につけることができるように取り組んでいるところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。多種多様の取り組み、たくさんしていただいて、大変うれしく思います。

おっしゃいましたように、斑鳩町は歴史あるまちで、伝統ある行事も数多くございます。それらを受け継ぎ、伝えてくことの大切さは言うまでもありません。子どもも若者も、もちろんご高齢の方も、気持ちを1つにして町を盛り上げていくことが、我がまち、我がふるさとを実感し、愛することになってまいります。

子どもたちのいろいろな取り組みがございますけれども、提案として、させていただ

きたいことを申しあげます。子どもたちによる野菜や果物の栽培作物を給食に取り入れること。地産地消の取り組みがされていますけれども、斑鳩町内の果樹でありますとか、農地を使わせていただいて、お借りして、そこで子どもたちが実際に自分たちの食べるものを栽培をしてみるのはいかがでしょうかというふうに思います。それから、そういった作物などの乾物であったり、加工品づくりにも取り組んでみてはどうかと思います。また、時代は違いますが、聖徳太子の時代の食事、また、藤ノ木古墳時代の食事等の再現であったりとか、それをまた再現をしてみようとする、食べてみる。それから、当時の装束や装飾品の試着であるとか、そういったことにも取り組んでいただきたいなと思います。歴史の色濃い、恵まれた町の特性を生かして、こういった取り組みも検討してみたいかと思っています。

続いて、質問を続けます。2つ目の分について、続いて申しあげます。先般、生駒郡の県会、町会議員で岡山県の奈義町の視察をさせていただきました。山間のまちで、人口も6,000人余りの自治体でございます。平成の14年に住民投票により合併をせず単独町政を決め、子育て支援と定住促進に重きを置き、数々の政策を実施されています。テレビの報道もなされたことから、全国の関心が集中をし、視察もめじろ押しの状況でございます。当町でも実施されている施策もございますが、ユニークなものも多くあります。その1つを提案したいと思って、質問にいたしました。通告書にあります同窓会、これを活発に開催していただくための補助金制度がそれでございます。進学や就職等で他の市町村に移り住み、また、結婚や転勤で転居されておられる方々が故郷に集い、そのよさを実感していただける機会を町が応援し、定住につなげたいとの思いからの創設でございます。昨年度からの実施でございますので、まだ効果のほどはわかりませんが、ふるさとのまちへの理解を深めていただける絶好の機会になっていると評判になっております。町内の小・中学校卒業生の現住所等は行政サイドでは情報利用できませんけれども、同窓会に自主的に集まる方々に、その機会を生かして町をアピールできます。同補助制度の研究・検討をしていただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 私が答えるかどうかあれなんですけども、議員も既にご承知だと思いますけども、斑鳩町では、少子化対策でありますとか、定住促進に向けたさまざまな子育て支援策、教育施策を展開しておるところでございます。これにつきましては、近隣町に劣ることはないというふうに自負をしているところでございます。

今、岡山県の奈義町のことをご紹介をいただきましたけども、奈義町の財政状況と我が町の財政状況も全然違ってくるといふ条件的なこともございます。また、全国的にもこういった補助金を出しておられる町村があるというふうに関及しておりますけども、その効果のほどについてですね、まだまだ明らかにされていないというか、あんまり効果について期待できないようなことも漏れ聞いておるところでございまして、こういったこともございまして、現在のところ、この同窓会を支援するという取り組みについては考えていないというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 奈義町の同窓会では、ふるさと納税のアピールも行われております。当町でも、ふるさと納税、取り組まれており、納税者の方々には感謝の気持ちでいっぱいですが、納税の用途の特定が可能ですけれども、特定の有無にかかわらず、お礼の一部を納税された方の名前を町内に残すようにしてはいかがでしょうか。例えば、メッセージと名前を陶板に刻み、公園の遊具や花壇に配置するとか、植樹の木々にネームプレートを取りつけるなど、その方が将来また訪れたとき、または移住が実現したときに、斑鳩町への熱い思いがずっと継続して続いていることを実感してもらえることと思います。これについては、いかがでございましょうか。

斑鳩町での先ほどの同窓会の補助金っていうのが実現の有無にかかわらず、奈義町のこういったユニークな発想に学ぶことは多くあると思います。当町でも、さらに柔軟な企画・発案を期待をしております。

先ほどの件については、いかがお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ネームプレートをいろいろな場所に置くというようご提案でございます。それらにつきましては、それぞれの施設のあり方や設計、デザイン等々の中でいろいろと考えるべきもので、一概には言えませんけれども、そういった中で、私ども斑鳩町といたしましては、その寄附金の使い道の1つといたしまして、現在、史跡公園として整備をいたしております史跡中宮寺跡、これの整備に対する寄附金ということで選択をいただきました1万円以上の寄附者の方に対しましては、ご希望された場合でございますけれども、その記念といたしまして、寄附者のお名前を記しましたプレートを作成することといたしております。公園内での記念プレートの掲示場所等はまた検討中ではございますけれども、このような取り組みを行うことで、寄附者にとりまして本町を感じていただく、また本町を訪れていただく、そういうきっかけになると、ま

た、愛着のあるまち、より身近に感じられるものというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。私の申しあげましたのとは少し違う形ですけれども、ふるさと納税の方のお名前が町の中にきちんと残されて、訪れたときまたは斑鳩町に移住されたときに、これは前に納税したときの分の名前が載っているなどという、やっぱりそういう町とつながっているんだという、そういった気持ちを持っていただけるということは大変うれしいことでございます。

先ほどの補助金のことについては導入する考えはないというようなお答えでございましたけれども、重ねて申しあげますが、こういった多様性に発想を持っていく、このことについては、奈義町のこのこと以外にも数多くございましたので、さらに町民のうれしい喜びのことにつながるものを柔軟に考えて実施していただきたいと思います。

次の質問に移ります。3問目でございます。斑鳩町を訪れる外国人や障害のある方への支援についてというくくりでございます。

それで、1番目には、法隆寺を初めとする社寺・遺跡等への道路案内版や観光案内ガイドボランティアの育成についてということで質問をさせていただきます。町内の案内板等は外国語、他国語っていうんですか、で表記となっていますけれども、その他の言語国の方への案内についてはどう対処されているのか、お聞かせください。

それから、道路の標識は方向とか、距離とか、そういったことについては表示がありますけれども、例えば、移動のためのバスの乗り場であったりとか、タクシーの利用案内とか、また地図、緊急時の連絡先や避難場所など、こういったものを一括して案内することの現状はどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町を訪れられる観光者の方の形態につきましては、従来から名所旧跡をめぐる団体旅行形態というのが多かったわけですがけれども、最近は小グループによる町歩き型の観光旅行の形態へと変化してきておりまして、今、質問者がおっしゃるようないろいろな内容を含むような案内板ってというのが親切・おもてなしにつながっていくのかなという中で、その部分が不足している部分があるのかもしれませんが。

そういった中でですね、新たな観光歩行経路の設定とか、町並み景観に調和したわかりやすい観光案内サインの整備や更新というのが求められてきておりますことから、今、既存のそういうサインの改善、再配置を含めました歩行者サインの配置計画を昨年から

進めているところでございます。特に、インバウンド観光の対策といたしまして、本年4月に奈良県が改定をいたしました観光案内サイン整備ガイドラインというのがございまして、それに基づきまして多言語対応の整備を行ってまいりたいと考えておりまして、この中では、英語、中国語、韓国語が主なものとなります。

こういった形で観光サインのあり方について、去年、点検をさせていただきまして、ことし、どういうふうな内容で進めていくかということを検討させていただきまして、おいおいにそういうサイン等の設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。今、整備を進めているということなので、ぜひともいいものにしていただきたいのですが、現在の状況では、例えば、JRの駅構内にあります案内所とかでは、こういった観光の地図であったりとか、ガイドブックというようなものを受け取ることができるというか、んですけれども、それは、先ほどおっしゃったように、英語、中国語、韓国語のみなんでしょうか。それから、あと、ドイツ語であったり、フランス語であったり、ほかにいろいろな言語ありますけど、そういった方がおいでのときってというのはどのように対応されるようにしていますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 多種多様な言語に対応しているというわけではございませんけれども、英語ほか3か国語程度には対応させていただいてるところでございます。いわゆる観光パンフレットですね、3か国語に対応させていただいているところでございます。

案内所等につきましても、外国の方、主にやはり英語での案内を希望される方、私も以前そこで体験をさせていただいたことがありますけれども、特に法隆寺へ行くという道の案内について聞かれることがありますから、その観光協会の職員等につきましても、それらの案内がスムーズに行えるよう、日々、勉強・研修も行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 観光の法隆寺の道順を聞くだけでなく、先ほども少し触れましたけれども、緊急時のときであったりとか、観光以外のことでもお尋ねのことが、例えば体調が不良であったりとか、そういったときに、やっぱり言葉が通じないということは本当に大変なことでございます。例えばですけれども、ドイツ語の方がおいでになってご相談をされたときにその観光案内所ではわからないという、そういうようなとき

に、ドイツ語をわかる方というか、通訳のできるそういった部署っていうものはどこかに設けているとか、そういうのは、町でなく県の単位でも構いませんので、そういう対応っていうのはされているんですか。急なときにそこに連絡をすればできるとか。今はね、翻訳機っていうのもお持ちの方もいらっしゃるんですけども、その辺では、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 代表的なところで言いますと、英語、中国語、韓国語、フランス語、このあたりでございまして、今、ご指摘いただいているような、例えばドイツ語であるとか、その他の言語に、個別に完全に対応し切れているという状況ではございません。

主として、ヨーロッパの方なり中国の方、東南アジアの方でもそうですけれども、日本に旅行される際には、ほぼ英語を中心にしゃべられる方も多いということで、言ってみれば最大公約数的な感じでの対応をさせていただいているということで、個々の言語にまで対応させていただいているという状況ではないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、いろいろお尋ねでございます。インバウンドに対する対応ということで、今、非常にそうした、全国的な問題になっておりますので、今、総務省のほうで多言語対応型のアプリというのを総務省の研究所で開発中でございまして、一部開発できて、完璧ではないんですけども、この前もちょっと試作品を見せていただきましたけども、大体できるようになってきています。

また、今、消防庁のほうでは、例えば119連絡して、例えば西和消防から行ったときに、その多言語の病名とか入ったそのアプリをね、今、消防庁のほうでも開発していると、両方で開発していると聞いておりますので、ちょっとそこらの様子を見ないと、町単独でこれに対応するのは非常に難しい問題でありますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） わかりました。やっぱり世界的な文化財である法隆寺を訪れる方っていうのは、本当に全世界からおいでですし、また、来ていただきたいと思っています。ですので、今、報告のありましたそういったものが開発をされるということは待ち望みますけれども、それまでにおいでの方についてはどうかならないのかっていう

のが私の感想でございます。

同じ項目の中で、観光案内のガイドボランティアの方について、お尋ねしたいと思います。この現在の観光案内のガイドボランティアさんの、ただいまの海外の方に対しての、どのようにされているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 観光ボランティアについてでございます。1つは、国内観光者向けには、斑鳩の里観光ボランティアの会というものが対応させていただいております。国外の観光者に対しましては、斑鳩アイセスS・G・Gという団体がおられまして、この方たちに対応をいただいている現状でございます。いずれの団体に所属される皆様にも、いろいろと関係機関の観光セミナーあるいは講習会など積極的に受講していただきまして、観光客の皆様の案内に努めていただいているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 言語の面ではそうですけど、例えば、この観光においでになる方の身体面での障害というか、車椅子等での観光の方っていうのは、町としての対応というか、観光案内の中にはこういうようなことも含まれて行っていますか。そういうことについてはありませんか。そこをお答えください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 観光される中では、車椅子等を利用されている方もおられると思います。もちろん観光ボランティアの中で、車椅子を押しながらですね、ゆっくりと、その方の体調にあわせながら法隆寺の紹介したりとかということで対応させていただいております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） そのボランティアの方が車椅子を押しとくさるということですが、観光の内容だけでなく、こういった介助についてっていうのも、一定の講習というか、研修というか、そういうのをされているんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 基本的に観光ボランティアというのはガイドが目的でございます。そして、外国の方が日本に観光に来られると、それは、自分自身で観光をできるという前提で、まず、来られます。その人が自分で観光できないという状況で来られるということは考えて、想定はいたしておりません。できる方が来られると。ですから、観光ボランティアの方に対して、介護される介護の研修とか、ヘルパーの研修というのは義務

づけてもおりません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） わかりました。

この観光案内のボランティアさんをお願いするときってというのは予約というふうに聞いていますけれども、当日の直接の依頼とかいうのも受け付けておられますでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） はい、対応させていただいております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。

続けます。先日、県内の障害者団体の方とお話しする機会がありまして、その際に、斑鳩町へ遊びに来てくださいとお誘いをいたしました。障害がある方にとっては観光や見学・研修は十分に行えないという現実があるという話に進んでまいりました。

藤ノ木古墳と文化財活用センターを主に質問をいたします。センターはバリアフリーが整っていますが、車椅子対応の現状はいかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩町文化財活用センターでございますけれども、入り口等々につきましてはバリアフリーで、車椅子でも入っていただけるような構造になってございます。センターの中へ入っていただきまして、展示コーナー、一番奥にございますけれども、その展示ケースが床からですね、一定の高さを設けた形で3面並んでおるんですけども、それにつきましては車椅子でもその車椅子の先が、先まで入って間近で見られるような配慮はしてございます。ということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 同じように、車椅子でおいでになる方の藤ノ木古墳の周囲をめぐるといような、散歩といつかそういうときに車椅子で通行する支障はございませんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 藤ノ木古墳の周辺について、道路事情等々ございますけれども、藤ノ木の古墳の周辺、周りにつきましては、車椅子で当然、ぐるっと周っていただくこともできますし、春と秋に石室内の特別展示もしておりますけれども、そのときも、今の通路につきまして、車椅子で行って戻れる構造になってございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。広さであったりとかは大丈夫で、そういうふうに取り組んでいただいているということはよくわかりました。

藤ノ木古墳については、芝生になっていたりとか、少し傾斜があったりとかいうことがあります。また、雨の後であったりとか、そういった気象条件なんかもありますので、このところは支障ができるだけないようにっていうふうに常に整備をしていただきたいと思います。

続きます。そのセンターの展示している石棺をのぞき込むのが難しいと、これは車椅子の方です。それから、不鮮明な画像が気になるとの指摘がありました。また、ある高齢者の方は、どこの美術館も、博物館も、展示物の説明文がよく見えないと嘆いておられるそうでございます。このセンターとしては、その辺の対策はいかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご指摘をいただきました文化財センターの中にあります石棺のレプリカにつきましては、実物大で再現をしておりますことからですね、なかなか車椅子で真上から見るとっていうことについては難しいかもわかりません。というので、斜めから見ることによってですね、その映像もそれで見にくいのかなというふうには感じておりますけども、ここにも案内ボランティアがございますので、その方の体調ちゅうか、その程度によりますけども、介添え等をしてですね、見ていただくといったことも考えられるというふうに考えておりますし、そういうボランティアもおりますので、気軽にですね、そういった要望を言っていただくようにお声がけもさせていただいてるところでございますので、これからもそういったことについて配慮していけるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 見学という文字は、見て学ぶと書きます。目の不自由な方にとって、これが最大の難問でございます。障害や不自由というのは、本人の状況ではなく、対応できる仕様になっていない、しょうがないとか、環境が不十分であることだと思います。その障害の有無にかかわらず、文化・歴史・芸術に触れ、思いをはせ、楽しみ、心豊かに過ごし、感動を覚えることを望むのは、人として当然の望みではないでしょうか。

障害にはさまざまなものがありますが、とりわけて目の不自由な方に対する提案を

いたします。生まれたときから視力のなかった方は、色を理解できません。視力が徐々に失われた方との大きな相違点でございます。しかし、レモンの香りから夏みかんやネーブル、キンカンの手ざわりや香り、味までを思い起こし、まさにかんきつワールドが広がってまいります。障害を補う以上に他の感覚が研ぎ澄まされておいででございます。

さて、センターの野外に展示の石棺のレプリカのこの赤い色はわかっただけなくとも、展示室の石棺に触れることによって得られる感動ははかり知れません。展示されている大きな、大切なこの馬具についても、ぜひとも触れられる、手にさわられる、触れられる展示を実現できないでしょうか。できれば、馬の背中に装着した形をさわられるようにお願いしたいのですが、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 馬具等をですね、実際にさわって体感できないかということでございますが、昨年、平成27年の2月でございます。奈良県立橿原考古学研究所の附属博物館がございすけども、そこで藤ノ木古墳の馬具であります蔵金具の一部を、一部で全部じゃないですけども、一部を3Dプリンターで作成をいたしまして、来館者の方々に自由にさわっていただくという企画が行われましたが、とても好評でございまして、実物についてはもう国宝でございますので決してさわることができないんですけども、そうした3Dプリンターによってつくったものについて触れるということで、非常に好評であったというふうに聞いてございます。

当町の文化財センターの運営につきまして、ふだんから指導助言をいただいております斑鳩町文化財活用センター運営委員会というのがございます。この中に、この橿原考古学研究所の附属博物館の副館長もおられるということもございまして、去年、橿原考古学研究所で行った、そういった来館者がさわって体験できるような展示についても提案をいただいております。そのプリンターも使わせていただくとかして、今、ちょっと検討をしているところでありまして、実現できると、全部ができるかどうかはまだ疑問なところがございすけども、そうしたことも考えておるというところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。ぜひこれは実現していただきたいと切に要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩いたします。

(午前 10 時 00 分 休憩)

(午前 10 時 15 分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、4 番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4 番、小村議員。

○4 番（小村尚己君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。これまでの一般質問でも財政については触れてきましたが、今回も、1 つ目はふるさと納税についてさせていただきたいと思います。

ふるさと納税制度、私の認識といたしましては、簡単に言うと、都市のお金を地方に財源移譲しようとする試みの 1 つだと思っています。その中で、ただ単に財源移譲するのではなく、各自治体に PR をさせて頑張っている自治体が報われるようにしようという考え、やはりここに競争という考え方が入っている、これが私の認識なのですが、これまでの議会においても何度か斑鳩町のふるさと納税に対する姿勢、ご説明いただいていると思うんですが、もう一度、現在の斑鳩町のふるさと納税への対応状況について、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ふるさと納税制度につきましては、近年、寄附をいただいた方へのお礼として、自治体が地域の特産品などさまざまな返礼品を用意することが多くなっていることに加えまして、ふるさと納税の減税対象となる寄附の上限額が住民税の所得割の 1 割から 2 割へと 2 倍に拡充されたことや、また、減税手続きのための確定申告が不要となるワンストップ特例の創設などの制度改正もございまして、ふるさと納税の利用者は、今後ますますふえていくという見込みであるというふうに考えております。

このような状況を踏まえますと、ふるさと納税を通じました自治体の PR 合戦はこれまで以上に活発になっていくことが想定されまして、自治体の税収への影響も無視できないものとなってきております。

一方で、寄附を集めるために返礼品として豪華な特産品を用意する自治体が出てくるなど、自治体間の返礼品競争が過熱化が問題視されるようになってきておりまして、国からは、資産性の高い品物や金券などを送らないよう、本年 4 月 1 日付で通知が出されたところでございます。

本町といたしましても、ふるさと納税制度は、単に寄附を集めるにとどまらず、地域

の魅力やPRという面で非常に大きな効果があると考えておきまして、平成27年度におきましては、何か斑鳩らしい返礼品を用意できないかということで、斑鳩を訪れていただき、知っていただく特別なものといたしまして、5万円以上のご寄附に対しまして、国史跡であります藤ノ木古墳石室内の特別見学や、中宮寺ご門跡様の直筆色紙、あるいは法隆寺及び中宮寺の拝観券のセットなどを新たに追加をいたしたところでございます。

また、寄附の使い道といたしましては、さきの質問者の場合にも述べましたが、現在、史跡公園として整備中でございます史跡中宮寺跡を追加いたしまして、選択いただきました1万円以上の寄附者に対しまして、ご希望の方ではございますけれども、その記念として寄附者のお名前を記したプレートを作成することといたしております。

今後につきましても、寄附の使い道や返礼品を通しまして本町の魅力についてPRを行いながら、ふるさと納税の利用促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま答弁いただきましたようにですね、減税対象となる寄附の上限額、これも住民税が1割から2割へと拡充されましたし、ワンストップ特例の創設などによってですね、サラリーマンの世帯の方々にも全国的に認識され、利用者も増加している。また、国もふるさと納税、盛り上げていこうというようなことが見受けられますことから、その中で私が少し心配しているのがですね、斑鳩町のこれまでの姿勢だと、ふるさと納税制度が進むにつれて減収が起こってくるのではないかという点をちょっと心配しております。

そこで、ふるさと納税の収支についてお聞きいたします。ふるさと納税による寄附受入額及び住民税の控除額について、それぞれお答えください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 寄附受入額と町民税の控除額についてでございますが、過去3年間の推移を見ますと、まず、平成25年度は、寄附受入額が1,029万円であるのに対し、平成25年の寄附による税控除額は73万円で、差し引き956万円の黒字でございます。平成26年度におきましては、寄附受入額が147万円であるのに対し、平成26年の寄附による税控除額は201万円、差し引き54万円の赤字、また、平成27年度は、寄附受入額が265万円であるのに対し、平成27年の寄附による税控除見込み額が1,338万円で、差し引き1,073万円の赤字となるものでございます。

寄附受入額の推移について確認をいたしますと、平成25年度は、突発的と申しますか、ちょっと極端にふえているわけですが、これは4名の方から高額の寄附をいただいたためでございます、それを除きますと、おおむね増加傾向でございます。

一方で、税控除額につきましては、平成25年から平成26年にかけては128万円増加、平成26年から平成27年にかけては1,137万円の増加となっております、近年、急激に増加しているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今のお答えをみますと、平成25年の高額寄附の方が4名あったとき以外は、26年、27年とも赤字ということにふるさと納税自体はなっているんですが、27年は1,073万円ということで、大きな額の赤字が出ていると思うのですが、この税額控除の増加要因は町としてはどのように認識しているのでしょうか。また、この住民税の控除に対する赤字、つまり減収に対する支援策などはございますか、お答えください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 税控除額の増加要因といたしましては、制度改正によりまず手続きの簡素化や寄附金控除の上限額の引き上げなどの直接的な要因に加えまして、自治体間の競争が過熱したことによりまして返礼品の多種多様化や高級化が進み、人気が高まってきているということが考えられます。このことから、今後も現行制度が続く限りは、税控除額はますますふえていくものと考えているところでございます。

この控除によりまず税収の減少分の補填についてでございます。その一定額が普通交付税算定の基礎となります基準財政収入額に寄附金税額控除として算入をされておまして、普通交付税に反映される仕組みとなっております。

具体的な算入額といたしましては、毎年その算入率等が改正されておまして、近年のふるさと納税の著しい増加を踏まえまして、今後、どの程度反映されるか見込むことはちょっと難しいところではございますが、現在のところ、税控除額の75%程度が交付税に算入されているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 基準財政収入額に算入されるということで、普通交付税として、返ってくるという言い方が正しいかわかりませんが、算入されるということですので、ある程度は返ってくるという形だとは思いますが、それでも27年度の場合は、これまでの税控除額の75%、計算してもですね、やはり赤字になってしまうわけですね。

これからふるさと納税制度がどうなっていくのか、これはちょっと国の動向が、お礼の品の上限を決めるとかいう話もありますし、外部要因はあるにしてもですね、やはり斑鳩町の特産品をPRするチャンスでもありますし、斑鳩町の魅力を発信していくチャンスであるとも思います。このチャンスをしっかり生かしていただきたいと思います。

先ほども述べましたが、斑鳩町、ふるさと納税、これ、赤字ということなんですが、これは危機感を持って取り組んでいただきたいと思うのですが、今後の対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ふるさと納税につきましては、自分の生まれた故郷はもちろんのこと、お世話になった地域や好きなまちを応援しようとした制度でございますことでございますけれども、最近の新聞報道を見ますと、寄附金控除の対象外となる2,000円の自己負担で返礼品がもらえる制度だという考え方が広まりつつあるように思われます。また、寄附金控除の上限額が住民税所得割額の2割であるため、高額所得者ほどその控除限度額が大きくなりまして、実質2,000円で返礼品を受けるとい、いわゆる大きなもうけが得られるという仕組みになっております。このため、高額所得者が節税対策として利用しているという報道もなされているところでございます。

一方で、都市部以外の地方自治体といたしましては、新たな財源確保という観点からもふるさと納税のさらなる促進に積極的に取り組んでいる団体が多く、寄附者への豪華な返礼品競争がさらに過熱している状況にございます。しかしながら、その返礼品の財源も実質的には税金で賄われていることから、地方全体の税収が目減りするという問題が懸念されているというふうに思っております。

本町といたしましては、返礼品の過当な競争には疑問を感じておりまして、見返りが前提の今の制度は本来の寄附理念をゆがめるものであるというふうには考えておりますものの、ふるさと納税の本来の趣旨であります生まれ故郷や好きな町を応援する気持ちを寄附で表現すること自体は望ましい、好ましいことであるというふうに考えておりますことから、本町の魅力をしっかりとアピールをいたしまして、本町を応援しようという気持ちを持っていただけるよう努めていくことが大切であるというふうに考えております。

また、返礼品につきましても、節度を保ちまして斑鳩らしい特産品を数多く用意することで、寄附をしていただく方に斑鳩町のよさを知っていただくとともに地域産業の活性化にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 確かにですね、国からも通知が来ているように、豪華な返礼品を用意することなどはですね、ふるさと納税の趣旨にそぐわないと私も思っております。それでもですね、斑鳩町のこのふるさと納税の対応を見てみますと、それに対するアピール、情報発信が消極的ではないのかなという思いがございます。ホームページを確認してもですね、返礼品の写真も少ないですし、インターネットのサイトをのぞいても、ほかの自治体には写真がありますが、斑鳩町にはないというような現状があります。このあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） ふるさと納税につきましては、これまで各種イベント等でふるさと納税のパンフレットを配布いたしましたり、また、ホームページでも周知を図ってきたところではございますが、質問者からもご指摘をいただいておりますとおり、ホームページにおきましては、返礼品も少なく限られていたこともありまして、写真の掲載等も少ない状況でございました。

そこで、返礼品につきましては、地元特産品等のPRや販売促進、地域経済の活性化などを目的に、町内事業者に対しまして、さまざまな返礼品の提案を募集をいたしました。そういったところ、11事業者から31件の提案をいただきまして、ちょうど今月の1日から新たな返礼品として追加をいたしたところでございます。

また、ふるさと納税の促進に向けまして情報発信を強化するために、インターネットで申し込みができて、クレジットカード決済が可能だというふるさと納税ポータルサイトの利用をすることといたしまして、同じく今月の1日からそれを始めさせていただきました。寄附をしていただく方にとりましてもより利用しやすい環境を整備をいたしたところでございます。

このふるさと納税ポータルサイトでは、返礼品1つ1つにつきまして、写真、また商品の説明を掲載をいたしておりまして、これまでのホームページでの掲載と比べますと非常にわかりやすいページとなっているものと思っております。現在、利用を開始したばかりではございますけれども、開始後5日間を見ますと、早速44件、54万円のお申し込みをいただいております。その効果が既にあらわれているものだというふうに思っているところでございます。

今後につきましても、さらに町ホームページにつきましても今回導入したふるさと納税ポータルサイトへのリンクを加え、より見やすいページに変えていくとともに、随時、

特産品の品ぞろえの充実に努めながら、ふるさと納税の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 少し今の答弁を聞いて安心したんですけども、今後ともより一層のふるさと納税への対応をよろしくお願いいたします。

特に、ホームページに関しましては500万円以上をかけてリニューアルしたわけですから、しっかり活用していただいて、より多くのふるさと納税を集めていただきたいなと思っております。やはり最低でも赤字にならないようにはしていかなければいけないと思っておりますので、今ここでは求めませんが、しっかりとした数値目標を立てて達成していただければなと思っております。

足による投票という言葉があります。住民に対して魅力ある行政サービスを行えば、その地域に住みたいと思う人がふえ、実際に人口が増加し、その自治体は財政的に潤ってさらなるサービスを提供していく余地が生まれる、こういったようなものなんですけれども、この自治体に人々が移住することを一種の投票行動とみなして、足による投票と言われております。ふるさと納税も私はそれに近いものがあると思っております。どの自治体のアイデアがすぐれているのか、どこの特産品が素晴らしいと思われているのか、それが問われている、これもふるさと納税だと私は思っております。こういう意識を持ってふるさと納税に取り組んでいただければなと思っております。

それでは、2つ目の質問に移ります。2つ目は、広報紙についてでございます。以前、議会のほうでもアンケート出ていると記憶しているんですが、広報紙、これを読んでいる世帯数について、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 広報斑鳩につきましては、現在、町内全世帯に配布をいたしますポスティング方式を導入しておりまして、町内全域に広報紙がいきとどくようにしておるところでございます。

平成27年度に実施をいたしました斑鳩町総合計画アンケート調査によりますと、その回答者の85.2%の方が広報紙を読んでいると回答していただいている結果が出ております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今、85.2%が広報紙を読んでいるという数字が出ていますが、これ、年代別にするとどのような数字になっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 年代別につきましては、先ほど申しあげました斑鳩町総合計画アンケート調査の回答者の内訳を見ますと、10代、20代につきましては約50%の方が広報紙をごらんになっているものと考えております。また、30代から50代につきましては80%以上の方が、60代から70代の方につきましては90%以上の方がごらんになっているという結果でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） この数字、見てみますと、普通の媒体のものと比べると、広報紙ってというのは非常に読まれているものだなと思います。30代以上の方だとほとんどの方が読んでおられるという結果は、これまで広報に携わられてきた方々の努力の結果だと思います。

その中であえて言うなら、やはり10代、20代の方々にもう少し読んでいただきたいという結果だと思うんですけども、この若い人たちにまちに関心を持ってもらったり、町の行事に参加してもらいたいというふうに私は思っているんですが、10代、20代の方がもっと読みたいと思うような、これはデザインにしていかなければならないんじゃないのかなと思っております。

これまで以上に広報紙を読んでもらうための取り組みについて、町としての取り組みどのようなものか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者がおっしゃいますとおり、若い世代が広報斑鳩を読むよう努めていかなければならないという認識は持っているところでございます。若い世代がもっと手にとって読んでもらえるよう、若い世代や子どもたちの生き生きした表情を掲載するような紙面づくり、また、まちを好きになってもらえるような紙面づくり、そういうものに努めてまいりたいと考えているところでございます。

より魅力ある広報紙づくりの一環といたしまして、1日号につきましては、これまで1月号のみ表紙、裏表紙をカラー印刷をいたしておりましたけれども、平成28年5月号からは、毎号表紙、裏表紙をカラー印刷としたところでございます。また、毎月15日に発行しておりますお知らせ版につきましても、これまでの1色刷りから、平成28年度からは2色刷りといたしまして、より見やすい紙面づくりに努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） カラー印刷などの取り組みも一定の効果があると思います。予算があるなら、より多くのページをカラーにさせていただきたいと思うぐらいなんですけれども、今年度の広報紙、表紙がカラーになっているので目が引きやすいものになっていると思います。加えてチャレンジしていただきたいのが、デザインですね。配置などそういうものなんです、行政の広報紙はどうしてもかたくなりがちです。情報量も多く、伝えなくてはいけないものが非常に多いので仕方ない面もあるのですが、デザインなどでより親しみやすい、読みやすいものにしていただけたらなというふうには思っております。思い切りが大事なんじゃないのかなと思います。今まで広報紙を読んでいなかった人が読むような、特に伸び代のある10代、20代が読もうと、手にとって読もうと思うような広報紙にチャレンジしてほしいと思います。斑鳩町の広報紙って、なんかちょっと変わっていておもしろいなと、興味を引くなと思われるような広報紙をお願いいたします。

よりよい広報紙を目指すためにも、広報コンクールなどが、全国の自治体も応募して、あると思います。私も受賞作品見たのですが、やはり工夫を凝らしているなど、すっきりと見やすいデザインになっているなというふうにやっぱり思います。ターゲットを少し若い人向けに設定していただきまして、1つの目標として、広報コンクールで選んでいただけるような1つの作品として、目指して取り組んでいただきたいと思います。

今、述べたようなチャレンジする広報紙について、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） より魅力ある広報紙を目指しまして、写真やイラストを多く使いまして、紙面構成の編集に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、親しみやすさ、読みやすさを重視しまして、いわゆる役所言葉というものはできるだけ避けまして、平易な言葉に置きかえていくなどの工夫もしてまいりたいというふうに考えております。

ご意見いただきましたとおり、研修あるいは広報コンクールなどにも積極的に参加をいたしまして、先進地の広報紙を参考にいたしながら、若い人から高齢者まで多くの方に親しまれる広報紙づくりを目指してまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） よろしくお願いたします。

最後に、広報紙に企業のチラシをはさみ込むことによって収益を上げることはできな

いのかということをお聞きいたします。最近、情報誌の中にですね、企業のチラシがはさみ込んであってポスティングされているのを見かけます。これを行政で行うことによって収益を上げられないものかなと思います。これについてはどうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現在、広報紙に広告を掲載する制度を設けておりまして、お知らせページの1段の場合には1万284円から1万8,513円で、あるいは裏表紙の1段の場合には1万5,427円から2万8,799円の中で設定をさせていただいております。

質問者お尋ねの、いわゆる企業のチラシをはさみ込むということにつきましては、広報紙に多くのチラシをはさみ込んだ場合、配布が困難になることと、チラシを制限するとした場合はその選定が難しいということから、現在、考えているところではございません。

また、広報紙の配布方法としましては、広報斑鳩、県議会だより、あるいは県民だより奈良のほか、町の補助団体など、いわゆる公共性の高い内容の配布物を、シルバー人材センターに委託をいたしまして町内全体にポスティングをしているところでございます。このポスティング制度は、町や町関係の情報を住民にお届けするという趣旨で実施しているものでございまして、公平性の確保の観点などから、企業のチラシの配布をあっせんするなどはできないというふうに考えておりまして、企業活動につきましては、新聞や民間情報誌の折り込みチラシ等をご利用いただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） やっぱり広報紙に広告を掲載するのと折り込みでは、やっぱり企業としては効果が違うというのは私自身も思っておるところでございまして、広報紙に掲載しているわけですから、公平性の観点もそんなに変わらないのかなというふうにも思います。いろいろと制限をかければできるのかなというふうにも思っております。また財源確保の観点からも検討いただけたらなと思っております。

今回の一般質問で、よりおもしろい、興味を引くような広報紙がこれをきっかけにできたらなというふうに私は望んでおります。私は、広報紙っていうのは非常に重要なものだと思います。住民の不満なども、しっかりと情報を発信していけば防げるものもございまして、また、職員の皆さんの日々の頑張りもしっかりと発信していくことによって、斑鳩町はいろいろなすばらしい行事をしているわけですから、それを支えて

いるのも職員さんですし、そういう姿も発信していただけたらなというふうにも思っております。より多くの方々が行事にすることにも寄与すると思いますし、また、広報紙の重要性を再認識いただきまして、より一層いいものをつくっていただけたらと思います。

私が今回の一般質問で全体を通して言いたかったのは、やっぱりチャレンジしていくと、失敗を恐れずにチャレンジしていくということが今の行政には求められているのかなと思います。ホームページもリニューアルもされていますし、これから斑鳩町のホームページも広報紙も、役所感覚ではなくてですね、ちょっと民間の感覚を取り入れたようなものができたらなと思っております。

他の自治体では、若者会議とってですね、今までに行政にかかわってこなかった人たちに意見を聞く自治体もふえております。特に話題を集めていますのは、福井県の鯖江市ですね、地元の女子高校生たちが主役で、柔軟な視点で自分たちのまちを楽しく、おもしろくしていくための新しい企画やアイデアを形にしていこうというようなもので発足されております。これもすごく批判が初めあったチャレンジだと思います。それでも注目されているのを見ると、それ以上の効果があったのではないのかなと私は思っております。こういったチャレンジある取り組みをこれから行政もしていかなければならない時代なのかなというふうに思っています。より多くの人たちにPRをして、地方創生の中、競争に勝ち残っていくような斑鳩町をつくるために、これからもよろしくお願ひします。

ふるさと納税や広報紙、これがよりよくなることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、小村議員の一般質問は終わりました。

続いて、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

1点目は、防災対策について、質問をさせていただきます。

まず、熊本・大分地震の被災者の方にお見舞いを申しあげます。

さて、平成7年に阪神淡路大震災が発生して以降、予想もつかない災害がたびたび発生しております。平成23年に東日本大震災が発生し、その後も、十津川など奈良県南部や広島県で大規模な土砂災害、そして、ことし4月にも熊本県を震源とする震度7の

地震が発生し、多くの方が被害に遭われ、今もなお多数の方が不自由な避難生活を送っておられます。

災害はいつ起こるかわからない、予想もつかない災害が発生する可能性があり、常に危機意識を持っていないといけないと感じます。

本町では、阪神淡路大震災後の平成10年に地域防災計画を策定し、その後、一度見直しを行ったと聞いていますが、その後の見直しは進んでおりません。近年のさまざまな災害や社会情勢の変化に対応した防災計画の見直しが急務だと思います。本町でも、見直しに向けた取り組みは進めてこられたとは聞いていますが、現時点ではそうした計画は策定されていません。これまでの経緯と今後の取り組みについて、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、これまでの防災計画の見直しの経過についてでございます。南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けまして、平成18年度に地域防災計画の見直しを行った以降、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災の発生を受け、平成24年度から計画の見直しに着手をいたしたところでございます。

その後、平成26年3月に、奈良県地域防災計画の改定、また平成26年8月に広島土砂災害によりまして、平成27年1月に、いわゆる土砂災害防止法が改正をされまして、現在、その内容についての整理を行っているところでございます。

今後の見直しに関しましてということでございますが、そのスケジュールにつきましては、年内には役場庁内の各関係課の取りまとめを行いまして、年明けには防災会議を開催いたしまして、本年度中には取りまとめを行ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 今年度には地域防災計画の見直しに向けてきちんと取り組んでいただけということのお答えをいただきました。

それでは、地域防災計画の策定に向けて選任される防災会議の構成について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 斑鳩町防災会議の委員構成につきましては、斑鳩町防災会議条例の第3条におきまして規定をいたしているところでございます。具体的に申しますと、まず1つ目といたしまして、奈良県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

2名、2つ目といたしまして、奈良県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者2名、3つ目といたしまして、町長が職員のうちから任命する者が5名以内、4つ目といたしまして教育長、5つ目といたしまして消防署長、6つ目といたしまして消防団長、7つ目といたしまして、指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者3名、8つ目としまして、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者3名というふうになっております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。平成10年に本町の地域防災計画が策定された際には、この防災会議のメンバーは、ほとんどを男性が占めておりました。郡山保健所の所長が女性だったということで女性が1人入っておられましたが、あえて女性の声を反映するという趣旨ではなかったように感じます。女性には、災害時でも男性とは違ったニーズがあり、また、避難や復興に向けての取り組みについても、女性ならではの視点があると思います。

国の防災基本計画の中では、地域における生活者の多様な視点を反映する防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要があるとしております。

そこで質問です。今年度、見直しを予定しております地域防災計画について設置される防災会議に、女性や高齢者、障害のある人の登用について、どのようにお考えでしょうか。また、多様な視点を反映する意味で、こうした方々の意見をどのように反映させて計画を策定されるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 質問者おっしゃいましたように、障害のある方、高齢者、女性などの意見の反映ということでございます。斑鳩町防災会議条例の定めるところで委員を定めるわけでございますが、先ほど答弁をいたしました中で、第8号委員の自主防災組織を構成する者または学識経験のある者の委員の選定に当たって、それらの方の採用というものを前向きに検討して行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、計画の直しに当たりましては、広く住民の皆様にはパブリックコメントによりまして意見募集を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 前向きに検討するという事のお答えをいただきました。女性の登用について、前向きなお答えと理解させていただきました。

昨年12月に策定されました国の男女共同参画基本計画では、男女共同参画の視点に立った防災復興体制の確立として、防災についての政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては女性の参画が重要だとし、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に10%、平成32年度には30%を目指すということや、女性委員がいない組織数をゼロとすることを目標に設定しています。また、平成25年9月に策定された障害者基本計画にも、障害のある人の立場からの防災対策の推進が盛り込まれています。

今回の熊本・大分地震でも、知的障害のある人が、多くの方が寝泊まりする避難所でいづらく、やむなく車で寝起きをしているといったことも報道されていました。乳児を抱える女性が授乳場所の確保に苦勞しているということも報道されておりました。個別の対策について質問するのは今回は差し控えますけれども、地域防災計画の中に、こうした今日的な課題や昨今の社会情勢、法律改正の趣旨に添った内容を盛り込んでいただきますよう、また、多様な意見を反映できる委員を選任していただきますよう、要望をいたします。

続きまして、次の質問に移ります。先ほどの質問と関連をいたしますが、学校での防災対策について質問をさせていただきます。近年の予想もしない災害が続いていることについて、学校での災害対策を心配されている保護者の声を伺います。南海トラフ地震など大規模な災害による被害が関西地域でも生じる可能性が指摘されている中で、学校で子どもたちが学んでいる時間帯に発生した場合はどうなるか、心配されるお気持ちは当然だと思います。

文部科学省からは、学校防災マニュアルの策定が求められているとお伺いします。斑鳩町内での学校防災マニュアルの策定状況、どのような災害を想定し、災害時にはどのように行動するように定めているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校における防災マニュアルについてのご質問でございますが、斑鳩町におきましては、各幼稚園・小学校・中学校において全てにおいて策定をしているところでございます。その目的はですね、災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立すること、また、家庭や地域、関係機関等、地域全体で地震等に対する意識を高め、体制整備の構築・推進を図ることでございます。

内容でございます。各小学校・中学校・幼稚園における火災対策、地震対策、不審者

対策等の状況に応じまして、発災時の初動、避難誘導の方法、発災後の行動あるいは組織の役割等について定めております。

まず、地震対策でございますが、日ごろから教職員一人ひとりが危険予知能力を高めること、ほかの対策でも必要なことでございますが、この地震発生時には、校舎内におきましては窓ガラスや戸棚から離れさせ身を守ること、火を使用しておれば消すこと、かばんや座布団等で頭部を保護させること、あわせて校舎外や登下校時に発生した場合のとるべき行動等を定めるとともに、地震終息後の児童生徒の異常の有無、建物・施設等の異常の有無の確認、あるいは下校時につきましては地区連絡網により連絡することなどを定めております。

次に、火災対策でございますが、火気を使用する際には、周囲の引火物の有無でありますとか、現場を離れないことなど、日ごろからの防火に対する意識を高めること、また、火災が発生した際の場所の確認から放送・伝達による避難指示・誘導、避難後の児童生徒の異常の有無等、火災発生時の対応、また教職員の役割等を定めております。

次に、不審者対策でございます。平常時の来訪者の受け付けでございますとか、確認の徹底について、また、不審者を確認した際の発見者の初動対応や校内への非常事態の周知、児童生徒の避難誘導等を定めております。

また、そのほかに、対策本部の設置でございますとか、学校の安全管理にかかわる点検項目、地域との連携等を定めているものでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） きちんと学校防災マニュアルを策定をしていただいているということのを伺い、安心をいたしました。

しかし、マニュアルを策定していても、先生方がその内容を把握されていない、またはマニュアルがうまく活用されなければ意味がありません。学校防災マニュアルに基づきどのような取り組みをしていただいているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 各幼・小・中の防災マニュアルに基づく取り組みについてでございます。災害が発生したことを想定いたしまして、教職員の誘導のもと全児童・生徒・園児が指定された場所に安全かつ素早く避難を行うことができるよう、避難訓練を実施しております。この実施につきましては、幼稚園・小学校では年3回、中学校では年2回実施しております。

また、避難訓練を行うに当たりましては、安全確保のための行動で、まず、第一の行

動として、体を保護すること、例えば、机の下に潜らせることとございますとか、頭部を座布団やかばんで保護させることとございます。その次に、避難口を確保すること。そして、危険物、ストーブなどの危険物の火を消すこと、危険物の処理をすること。

次に、第二の行動といたしましては、状況を把握、例えば、負傷者の有無の確認等とございます。次に、避難させる。その際には、その名簿を所持するってということも含めてございます。人員を確認することなどが、落ちついて行動できるよう指導しております。その際には、教員は大きな声で明確に指示すること、低学年には、指示とともに心の安定を図る言葉かけることなど、発達段階に応じた的確に行動がとれるよう指導しているところでございます。

また、ふだんの学習の場におきましても、いざというときにお互いを思いやる、助け合う、協力し合う心を身につけることができるよう指導するとともに、本年度も、奈良シェイクアウト訓練に参加したり、また、小学第5学年には日本公衆電話会の協力によりまして、地震発生時等のいざというときの通話手段であります災害伝言ダイヤルの使い方の講習を受けるなど、さまざまな機会を通じた防災訓練、防災学習を行っております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 災害に備えてさまざまな訓練を定期的に行っているということですので、今後ともよろしく願いをいたします。

しかしながら、実際に災害が発生した際に、保護者と合流するまでの間、学校ですばらくの時間を過ごすこととなります。文部科学省の学校防災マニュアル作成の手引きでは、災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄品として幾つかの具体例を示しておられます。本町の小・中学校では、どのような備品・備蓄品が備えられているのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小学校・中学校・幼稚園におけます災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄品でございます。

地震発生時の安全確保に役立つ物資としては、ハンドマイク、ホイッスル、懐中電灯等を備えるとともに、学校待機時の救護に役立つ物資として、AED、携帯用救急セット等を備えております。

また、小学校・中学校には町の災害の備蓄品として、食料、照明器具、発電機、簡易トイレ等を備蓄しておりますので、いざというときにはそれらを利用することも考えら

れると考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 救助や避難に必要な一定のものが備えられていると理解いたしました。しかしながら、その中にヘルメットや防災頭巾が含まれていないようです。防災頭巾は、奈良県内の学校ではなじみが薄いですが、災害発生時に頭を守るものとして関東地方や神戸市周辺などでは入学時に購入を促しておられる学校も少なくないと聞いています。ふだんは座布団や補助かばんとして利用し、災害時には防災頭巾となるものもあります。奈良県は、阪神淡路大震災の被災地から近く、震災を経験されたという保護者の方も少なくありません。その経験から、やはりいざというときに身を守る防災頭巾が必要ではないかといった声を伺います。そうした声を受けて、私の地元の子ども会では、平常時は座布団となる防災頭巾を購入し、子どもたちに学校に持って行ってもらうという取り組みをしています。しかし、子ども会で取り組むことも大切ですが、学校で取り組んでいただくことが必要だと思います。各学校に防災頭巾を設置する、または保護者に購入を促すことについて、町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ご質問の防災頭巾についてでございます。地震発生時に頭部を保護するものとして、本当に安全確保に役に立つというふうに考えてございます。

一方で、それを配備していくことにつきましては、みずからの命はみずから守るという意識を、学校あるいは各家庭におきましてもより一層子どもたちに身につけさせるということが大切であるというふうに考えております。このことから、この防災頭巾につきましては、どんなときにどのように使用するのかなどにつきましては、学校ではもちろんでございますけれども、保護者の皆様方におきましても、子どもたちにそうした指導をいただくことも必要であるというふうに考えてございます。

今、質問者もご紹介いただきましたが、購入する場合もございますし、あるところでは、中学生が防災頭巾をつくって、あるいは小学校6年生が防災頭巾をつくって低学年に渡すといったことの取り組みもされているところもあるというふうに聞いております。全国的には、入学のときに体操服を購入すると同じように保護者に購入いただくという場合も多いと聞いてございますので、まずPTA等で議論いただくということが必要ではないのかなと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） P T Aで議論をしていただくというふうにお答えをいただきましたけれども、保護者の意識も全員が全員それほどは高くないという状況の中で、やはり学校から働きかけていただくということが有効だと思います。

私の地元の子ども会では、今年度も防災頭巾の購入を計画しています。子どもたちに持っていってもらうことで防災についての認識を高めてもらいたいという趣旨もあります。教育委員会として、学校として取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。この質問については、これで終わります。

続きまして、スクールカウンセラーについて、お伺いをいたします。不登校やいじめ、その他のさまざまな悩みについて、スクールカウンセラーの利用を希望される方が多いと聞いています。利用を申し込もうとした方がかなり先の予約しかとることができないという状況だったと聞いています。現在の利用状況について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） スクールカウンセラーの利用状況についてのご質問でございます。いじめや不登校等の児童生徒の問題行動の対応につきましては、学校におけますカウンセリング機能が、大変重要になってございます。

奈良県教育委員会は、平成27年度、昨年度から、児童生徒の臨床心理について専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、それまでは各市町村に1校の配置をですね、平成27年度からは公立の全中学校に配置をいたしまして、児童生徒の心の相談に当たらせ、教員と連携をしながら、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決に努めておられるということでございます。

本町におきましては、斑鳩中学校、斑鳩南中学校にそれぞれ1名、2週間に1回ありますが、配置をされております。これは1校当たり年間17回、年間の時間にいたしますと105時間というものでございます。

相談内容につきましては、主に友人関係や学業、進路に関する事など、悩みを抱える児童生徒あるいはその保護者の相談等に応じ、心にゆとりを持たせ、また、ストレスの解消等に努めております。

また、これとは別に本町独自の取り組みといたしまして、教職の経験を有する者を心の教室相談員として雇用いたしまして、1週間に2回程度、斑鳩南中学校を拠点として相談に応じているところでございます。

さらに、本年度につきましては、いじめや不登校、児童虐待等の生徒指導及び貧困の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術

を用いて支援を行う奈良県スクールソーシャルワーカー活動事業の適用を受けておりまして、これは斑鳩南中学校を拠点校とし、1名の配置がなされております。5月から月2回程度、町立小・中学校の児童生徒の置かれたさまざまな環境に応じた支援を行っているところでございます。

また、本年度、奈良県におきまして、児童がさまざまな悩みについて相談しやすい環境を学校内に作り出し、学校の生徒指導体制をより一層充実・強化することを目的といたしました児童生徒のいじめ相談員配置事業の適用も受けております。斑鳩東小学校に1名配置されておきまして、4月から1週間に3回程度、生徒指導担当教員等と連携を図りながら、児童の相談相手となり、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応等に努めております。

この相談の内容でございますが、件数及び内容についても申しあげますと、スクールカウンセラーにつきましてでございます。相談内容であります。平成27年度、両中学校合わせた数字でございますが、相談件数は203件ございました。このうち保護者からの相談が77件、37.9%で最も多く、次に、児童生徒とその保護者からの相談が68件、33.5%、その次に、児童生徒自身からの相談が46件、22.7%等となっております。その相談の内容でございますが、本人にかかわる問題が84件、41.4%と最も多く、この本人にかかわる問題と申しますのは、その生徒自身の性格でありますとか、自分がこういうところを直したいといったこと、あるいは他人の視線が気になるといった児童生徒自身にかかわる問題が84件でございます。次に、その次に続くのが、不登校、登校しぶりが33件、16.3%、その次に、友人や保護者との人間関係が32件、15.8%等となっております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 相談件数の合計が203件というふうにお伺いをいたしましたけれども、ここ数年の傾向がもしわかりましたら、お伺いいただければと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 昨年度203件といいますのは、その前年度までは斑南中学校単独で設置しておいた関係で、203件なのは、ふえてきておりますが、全体的に、今後、こういったスクールカウンセラーあるいは心の教室相談員の制度の周知の状況もございまして、だんだんふえていくのではないかとこのように考えてございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 増加傾向にあるというふうにお伺いをいたしましたけれども、予

約もかなりいっぱいだというふうに伺っておりますけれども、申し込んでからカウンセリングを受けるまでの期間がどの程度かかるのかをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） このスクールカウンセラーの利用につきましては、利用の際です、ね、児童生徒またはその保護者が各学校の担任でありますとか、養護教諭等に申し込みを行うという方法でございます。

利用できるまでの期間でございますが、各中学校それぞれで状況は若干異なりますが、先ほども申しあげましたようにスクールカウンセラー自身が隔週の勤務でありますことから、すぐに利用できる場合もございますし、中学生ばかりじゃなくて小学生の保護者等が利用されるのもございまして、利用するまでに、若干幅はございますが、2週間から1か月程度かかる場合がございます。ただし、早急に対応すべきケースにつきましては直近の相談日に利用ができるよう日程調整を行っているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 利用するまでの期間について、2週間から1か月ということですが、私保護者の方から伺った状況は、もう少し期間が長かったように聞いております。各校の先生方に制度の内容についてももう少し周知していただけるようお願いをいたします。

また、制度の充実に従って利用がふえているということなので、潜在的なニーズはもっとあるかというふうに思います。現在は2週間に1回ということですが、速やかな対応が必要な方や早く相談したい方にとっては、少し間があくように感じます。申し込んでから受けられるまでの期間を短縮できるように、または回数をふやすことができるように充実させることはできないでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、先ほども私自身答弁いたしましたように増加傾向にあるという児童生徒の悩み等々に対応するための時間をふやすなり、その隔週を1週間あたりにとかいったふやすことについてでございます。もちろんこういった充実が望まれるところでございますが、相談態勢のそういった充実を図るということにつきましては、ね、本当に、奈良県が今、配置しておりますけれども、先ほども申しあげましたように、平成27年から全中学校に配置しているといった改善もされているところでございますが、スクールソーシャルワーカーにつきましても、今年度、配置をしているということでございます。いろいろな場面で、いろいろな態勢でそうした児童生徒の心の相談に乗

っていただく体制を充実をしつつあるということでございます。今後も引き続きですね、奈良県にそうした充実につきましては要望をしていきたいというふうに考えておりますが、スクールカウンセラーの配置そのものにつきましてはですね、先ほども申しあげましたが、臨床心理士等の専門職の確保について課題があるというふうに聞いてございますので、緊急の場合等々につきましては、その必要に応じて、他のカウンセリングをする機関もございますので、それをご利用いただくといった紹介もしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 専門職の確保が難しい状況などは理解はいたしましたけれども、やはり子を持つ親としましては、不登校やいじめなどそうした状況につきましては、身近なこととして、あすは我が身というふうにも感じております。他の専門機関を利用するのも1つの方法というのも理解できますし、実際に病院などでカウンセリングを受けておられる方もおられると聞いています。しかし、学校と連携できるところがスクールカウンセラーのよい部分だとも思いますので、今後の利用の内容や推移を見て検討をしていただきますようお願いをいたします。

最後の質問に移ります。成年後見制度について、お伺いをいたします。認知症高齢者の増加や高齢者単独世帯の増加、障害のある人の権利擁護に認識が深まる中で、今後、成年後見制度のニーズの増加が見込まれております。一方で、成年後見人による被後見人の財産の横領などの被害も報道され、安心して利用できる仕組みづくりが必要だと感じます。個人の成年後見人では、途中で事情が生じて継続できなくなった場合に、新たに選任し直すということもあるそうです。社会福祉法人やNPO法人などの法人で成年後見をすることもできると聞いています。より安心し、利用しやすい成年後見制度のあり方、仕組みづくりについて、町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 成年後見制度につきましてのご質問でございます。成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等のさまざまな契約を行い、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度でございます。本制度には、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定公認と、将来の後見人をあらかじめ本人が選定しておく任意後見の2つの制度がございます。今後の高齢社会の進展を考慮いたしますと、成年後見制度の必要性と需要はさらに増大するものと考えております。そうした

ことから、本町におきましても、権利擁護のための情報提供や相談業務ができるよう、窓口の充実など制度の周知に努めているところでございます。また、相談業務の中にあつてご本人やご家族等に詳細な説明をさせていただくことが大切であり、十分な相談が行えるよう、スキルアップにも努めているところでございます。

ご質問の法人後見でございますが、成年後見人が健康上の問題等で継続できなくなった場合には、個人の後見人の場合、新たに裁判所に申し立てて後見人の選定をしてもらう必要がございますが、法人が成年後見人になる場合は、その法人で働く他の職員が対応することが可能で、職務が停滞することなく、個人より長期的な職務の遂行が可能とされ、より安心して利用できるものと言われております。

現在、その相談の場としては、法務省所管の日本司法支援センター、司法書士で組織されました公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、行政書士で組織されました一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター、そしてNPO法人Nネットなどが活動されており、地域包括支援センターや社会福祉協議会において、成年後見制度に関するご相談を受けた際には、これらの法人の活動につきましてもご紹介をさせていただいております。

また、奈良県では、地域福祉権利擁護事業という制度が実施されており、この制度は、認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が十分でない方を対象に、介護や福祉サービスの選択・契約の援助や日常生活に必要な金銭管理などの相談や援助など、県内各社会福祉協議会で実施されているところでございます。

今後におきましても、認知症の人や障害のある人などが安心して暮らせる社会の実現に向けて、さらなる成年後見制度の周知や地域福祉権利擁護事業の活動などにより成年後見制度の利用に向けた環境を醸成していくとともに、より安心して利用しやすい成年後見制度の仕組みづくりについて調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 成年後見制度について、非常によく認識していただいております。ありがとうございます。司法書士や行政書士、社会福祉士の方々も法人として取り組んでおられますが、こうした専門職に依頼するのは、低所得者にとっては金銭的な負担が大きく、利用が困難とも聞いています。低所得者でも利用しやすい成年後見制度の検討についてもお願いをいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時19分 散会)